

国 海 安 第 25 号
令和 7 年 5 月 1 日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 渡田 滋彦 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公 印 省 略)

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令の
公布について（通知）

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令が令和
7 年 5 月 1 日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致し
ます。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
船舶安全法第三十二条ノ二の政令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（旅客定員を有するものを除く。） 二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の船舶（旅客定員を有するものを除く。）であつて、専ら沿海区域のうち国土交通省令で定める区域を航行するもの 三 平水区域を航行区域とする船舶（旅客定員を有するものを除く。） 四 前三号に掲げる船舶以外の総トン数二十トン未満の船舶（旅客定員を有するものを除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの イ 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。 ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。 (1) 長さ十二メートル未満の船舶 沿海区域 (2) 長さ十二メートル以上の船舶 沿海区域のうち国土交通省令で定める区域 五 (略)	船舶安全法第三十二条ノ二の政令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（旅客船を除く。） 二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の船舶（旅客船を除く。）であつて、専ら沿海区域のうち国土交通省令で定める区域を航行するもの 三 平水区域を航行区域とする船舶（旅客船を除く。） 四 前三号に掲げる船舶以外の総トン数二十トン未満の船舶（旅客船を除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの イ 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里以内の水域であること。 ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に定める水域であること。 (1) 長さ十二メートル未満の船舶 沿海区域 (2) 長さ十二メートル以上の船舶 沿海区域のうち国土交通省令で定める区域 五 (略)

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の 一部を改正する政令について

1. 改正の背景

- 海上を航行中の船舶にとって、海難の予防及び海難時の救命のための通信手段としては無線通信が極めて重要であることなどから、平成 3 年に、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律により船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号。以下「法」という。）第 4 条が改正され、同条第 1 項において、原則としてすべての船舶について、無線電信等の設置が義務付けられた。一方で、改正法制定当時の無線電信等の周波数の配分状況に鑑みて、無線電信等の施設の義務付けを猶予せざるを得ない船舶も見られたことから、同法第 32 条の 2 として、沿海区域を航行区域とする長さ 12 メートル未満の旅客船以外の船舶など政令で定める船舶については、同法第 4 条第 1 項の規定は当分の間適用しない旨の規定が併せて追加され、具体的な猶予船舶は、船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成 3 年政令第 275 号）において定められた。
- この点、近年の衛星通信に係る技術革新等により、船舶—陸上間の通信システムに加え、衛星電話等の陸上公衆通信網に繋がる通信システムが広く一般に普及するようになった。これにより、より多くの船舶が陸上との間の通信を確保できる状況が広がったことから、現在無線通信等の設置を義務付けている船舶に加えて、猶予船舶についても、無線電信等の設置を義務付けることができる環境が整った。
- 他方、海難事故の事例に目を転じると、令和 4 年 4 月 23 日に発生した知床遊覧船事故においては、当該船舶と陸上施設との間に有効な通信手段がなかったため、航行中に運航会社の人員から船長への情報提供や助言等の支援を行うことができなかったと運輸安全委員会により指摘されている。さらに同事故後、令和 4 年 5 月 11 日から開催された知床遊覧船事故対策検討委員会の議論においては、小型旅客船に対して、航行中に陸上との間で通信可能な無線設備を義務付けるべきであるとの安全対策が示された。
- 上記を踏まえ、旅客定員を有する船舶（例：海上タクシー等）に対しても無線電信等の施設を義務付けることとする。

2. 概要

- 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令に規定する船舶のうち、旅客定員を有する船舶に対し、陸上との確実な連絡手段を確保することができる設備として船舶安全法第 4 条第 1 項に規定する無線電信等の設置を求めることとする。

3. 今後のスケジュール

公	布	： 令和 7 年 5 月 1 日（木）
施	行	： 令和 7 年 6 月 1 日（日）

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百九十号

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八及び第三十二条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号から第四号までの規定中「旅客船」を「旅客定員を有するもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当する船舶であつて、改正後の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当しないものについては、この政令の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第一項の規定は、適用しない。

国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂



令和7年4月25日

海事局安全政策課

「船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の
一部を改正する政令」を閣議決定
～旅客定員を有する船舶に無線電信等の設置を義務付け～

無線電信等の設置が求められる船舶の範囲の変更を内容とする改正政令について、閣議決定されました。

1. 背景

- 海上を航行中の船舶にとって、海難の予防及び海難時の救命のための通信手段としては無線通信が極めて重要であることなどから、平成3年に、原則としてすべての船舶について、無線電信等の設置が義務付けられました。一方で、平成3年当時の無線電信等の周波数の配分状況に鑑みて、沿海区域を航行区域とする長さ12メートル未満の旅客船以外の船舶などについては、無線電信等の施設の義務付けが猶予されました。
- 近年の衛星通信に係る技術革新等により、船舶－陸上間の通信システムに加え、衛星電話等の陸上公衆通信網に繋がる通信システムが広く一般に普及するようになりました。これにより、より多くの船舶が陸上との間の通信を確保できる状況が広がったことから、現在無線通信等の設置を義務付けている船舶に加えて、猶予船舶についても、無線電信等の設置を義務付けることができる環境が整いました。
- 他方、海難事故の事例に目を転じると、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けて設置された知床遊覧船事故対策検討委員会の議論においては、小型旅客船に対して、航行中に陸上との間で通信可能な無線設備を義務付けるべきであるとの安全対策が示されました。
- 上記を踏まえ、旅客定員を有する船舶（例：海上タクシー等）に対しても無線電信等の施設を義務付けることとします。

2. 政令の概要

- 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令に規定する船舶のうち、旅客定員を有する船舶に対し、陸上との確実な連絡手段を確保することができる設備として船舶安全法第4条第1項に規定する無線電信等の設置を求めることとします。

3. スケジュール

公布：令和7年5月1日（木）

施行：令和7年6月1日（日）

＜問合せ先＞

海事局安全政策課 平瀬、板井

TEL：03-5253-8111（内線 43-533、43-565）、03-5253-8631（直通）